

武蔵野市子どもの権利に関する条例検討委員会

(第7回)

議事録

日時：令和4年4月12日（火）

場所：武蔵野市役所 802 会議室

武蔵野市子どもの権利に関する条例検討委員会（第7回）

○日 時 令和4年4月12日（火） 午後6時～午後8時4分

○場 所 武蔵野市役所 東棟8階 802会議室

○出席委員 喜多委員長、澁谷副委員長、橋詰委員、吉安委員、阿部委員、後藤委員、大上委員、安部委員、若槻委員、水野委員、村山委員、勝又委員、樋爪委員

○事務局 子ども子育て支援課長ほか

1 開 会

【子ども子育て支援課長】

皆さん、こんばんは。本日はお集まりいただき、ありがとうございます。7回目にして3回目のオンラインではない形の開催となります。

私はこの委員会の事務局を務めます子ども子育て支援課長の吉村と申します。よろしくお願いたします。

本日は、お一人の委員が所用のため欠席のご連絡をいただいております。

そのほか、遅れて来られる委員がいらっしゃると思うのですが、時間になりましたので、始めさせていただきます。

開会に先立ちまして、事前にお送りしました配付資料についてご確認をお願いいたします。次第に記載のとおり、資料1から資料9までございます。資料3、資料5、資料7は、本日、机上に配付させていただいております。さらに、本日、「委員長提出資料集」というものが机上に配付されておりますので、ご確認ください。

本日の委員会の内容については、記録用に録音させていただいております。あらかじめご了解願います。

本日は、新年度となって1回目の会議となりますが、このたび若槻委員が、市立第六中学校から第四中学校に異動されました。委員の名簿を更新して、資料1として配付してお

りますので、ご確認ください。

また、市の人事異動に伴い、事務局の構成員にも変更がありました。名簿は資料2として配付しておりますが、新たに参加する職員より、一言自己紹介をさせていただきます。

[着任職員の自己紹介]

【子ども子育て支援課長】

それでは、ここからの進行を委員長にお願いしたいと思います。委員長、よろしくお願いいたします。

【委員長】

それでは、新年度になりましたが、第7回武蔵野市子どもの権利に関する条例検討委員会を開会いたします。

2 議 事

(1) 各種報告事項

- ・令和4年度市関連事業について
- ・子どもの権利に関する近隣自治体の動向について
- ・Teens ムサカツ 2022 春について

【委員長】

議事に入りたいと思いますが、本日の委員会は、条例の骨子案についての検討が中心となります。後ほど、私のほうから骨子案についてご説明したいと思っておりますので、本日の会議進行は、ぜひとも副委員長にお願いできればと思います。お願いできますでしょうか。

【副委員長】

前回、最後、押してしまったので、ちょっと緊張なんですけれども、きょうもどうぞよろしくお願いいたします。

では、本日の進行を担当させていただきます。本日の進行は、お手元の次第に沿って進めたいと思います。皆様、スムーズな進行にご協力をお願いいたします。

では、議事に入りたいと思います。

議事(1)は「各種報告事項」となっています。市のこの間の関連する取り組みなどについてご報告をお願いしたいと思います。質問につきましては、議事(2)まで進んでから、まとめて伺えればと思いますので、一旦、報告のみお願いいたします。

まず、市のほうからご報告をお願いいたします。

【子ども子育て支援課長】

それでは、令和4年度市関連事業の実施予定についてご報告いたします。資料3をご覧ください。

令和4年度の予定も含めた「子どもの権利に関連する市の各種取り組み」です。

1つ目が「中高生向け未来ワークショップ」です。第六期長期計画・調整計画策定の市民参加の一つとして実施いたします。

2「子どもの人権啓発カードの配布」、3「人権週間における普及啓発」、4「憲法月間記念行事」、5「子ども・子育て応援月間」、7「CAPワークショップ」は、昨年同様の取り組みになります。

6「子ども・コミュニティ食堂、学習・生活支援ネットワーク合同連絡会」は、ネットワークの合同連絡会自体は昨年度も行ってありますが、今年度はこの内容に子どもの権利に関する啓発などを取り入れて取り組んでいくものです。

8、9など、教育部の取り組みについては、指導課長からご報告いたします。

【指導課長】

それでは、ご報告させていただきます。

教育部、学校の取り組みといたしまして、「いじめ防止基本方針ポスターを活用した子どもたちの願いに関する話合い」ということで、昨年度もポスターに載せる言葉について、子どもの意見表明も含めて、学校から子どもたちの言葉を出していただいたのですが、それを教育委員会でも選定いたしまして、このたびポスターを改訂いたしました。

今回のポスターの改訂につきましては、子どもたちの言葉をただ並べるだけではなく、それを活用して、日ごろからいじめ防止に関する子どもたちの意識を高めるために、ポスターの上部を空欄にしておきまして、年度当初にいじめに関する授業を実施した後、学級で決めたいじめ防止のスローガン等を自分たちで書き込んで、常に意識する。そういうような子どもたちの意見を常にあらわせるようなポスターという形でリニューアルして改訂を行っております。

もう一つです。きょうの協議を含めまして、中間報告が作成されるわけですが、「子どもの権利に関する条例策定に向けた、児童・生徒の参加や意見表明を促す動機付け」を、今後、学校のほうにお願いしてやっていただくことを、校長会等も通じてお願いしております。

全校朝会の校長先生のご講話や授業等で子どもの権利について取り上げる、また、現在子どもの権利に関する条例の制定に向けて話し合いが行われていること、また、そこには、自分たち自身も意見として参加できるんだというような場があることを伝えて促すという取り組みを今後も行っていきたいと思います。

指導課からは以上でございます。

【事務局（子ども子育て支援課）】

続いて、事務局のほうから、近隣自治体の状況についてご報告をいたします。

委員の皆様には、資料番号が振られてなかったのですが、資料4として、「中野区子どもの権利に関する条例」を配付させていただいております。細かい中身については今触れることができないのですが、3月にこちらの条例が議会で可決をされ、今年度から施行されている状況となっております。

また、本日、「委員長提出資料集」という冊子を別に委員長からいただいております。資料2と資料3をご覧くださいと思います。「委員長提出資料集」の12ページをお開きいただけますでしょうか。資料2「子どもの権利条例制定に関する自治体の動き<2021年度>」です。2022年3月27日現在でお調べいただいている内容ということで、全国的にこのような動きがあったということです。先ほどの中野区のほか、前回の資料でお配りした多摩市の条例とか、江戸川区の条例も載っております。

また、ここに埼玉県北本市の条例もありますが、資料3として、13ページ以降に「北本市子どもの権利に関する条例」が、中野区と同じように、かなりボリュームのある本格的な条例ということで、委員長からご提供をいただいております。今後の議論の際に参考にさせていただければと思っております。

近隣の自治体の状況等について、事務局からの説明は以上です。

続いて、「Teens ムサカツ 2022 春」について報告いたします。

資料5「ムサカツニュース」をご覧ください。3月29日に「Teens ムサカツ 2022 春」を開催しました。実行委員7名、参加者27名の計34名が参加し、6つのグループに分かれて、グループワークを行いました。資料7でアンケート結果も配付しておりますが、参加者の方からも、よかったというお声をたくさんいただいているところです。

当日の様子について簡単にご報告いたします。

まず初めに、グループごとに自己紹介と、アイスブレイクとして、グループ対抗戦でジェスチャーゲームを行いました。これらは実行委員が考えたものでして、自己紹介とアイ

スブレイクで緊張をほぐしました。

また、グループワークに入る前に、参加者のワークの理解を深めるための情報提供を行いました。

実行委員からは3つのテーマについて情報提供をしていただきました。①「Teens ムサカツ 2022 春本番の目的について、子どもプランとは?」、②「子どもの権利について」、③「実行委員会でやってきたこと、グループワークで出た意見など」、この3つについて、情報提供は実行委員が役割分担をして、どうしたら参加者にわかりやすいかということ、実行委員会を通して考えて、準備をしてきてくれました。

当日は、クイズや寸劇、スライドなど、発表方法も工夫しながら、参加者にわかりやすく伝えてくれました。

次に、市の職員から情報提供として3つの点を中心に説明をしました。

武蔵野市では、「子どもの権利条約」に基づき、「子どもの権利に関する条例（仮称）」の制定に向けて準備を進めていること。

「子どもにとって大切な権利」、「子どもの意見表明・参加」、「いじめの防止」、「子どもの相談」などの内容を検討していること。

また、意見募集の際には、ぜひ中高生世代にも意見を寄せていただきたいこともお伝えしました。

現在この委員会にて子どもの権利に関する条例に含むべきと考える内容や考えについて意見をいただき、資料9の骨子案をご検討いただいているところですが、中高生世代にもよりわかりやすい資料として、「武蔵野市子どもの権利に関する条例（仮称）とは?」というA3判の資料6を作成しまして、そちらを使って概要を説明いたしました。

その後、大きく分けて2つのグループワークを行いました。

1つ目は、「身近な生活の中で『私たちの権利』を考えてみよう」というワークです。まずは「身のまわりにはどんな権利があるだろう?」ということで、実際の中高生世代の身の回りの生活でどのような権利があるか。「学校」、「家族との生活」、「習い事」、「友達との関係」などのシーンを思い浮かべてもらい、グループごとに考えて話し合いました。身近な生活の中にも自分たちの権利があることを、対話を通して確認しました。

その後、「やってみよう権利のオークション」というゲームを行いました。権利のリストから、買いたいと思う権利を1人2つ選び、グループでオークションを行いました。この権利のリストは、先ほどの資料6に掲載している今までの検討の中で特に大切だご意

見いただいた権利を記載しています。

このワークにて人気のあった権利は、「安心して生きる権利」、「平和に生きる権利」、「自分らしく育つ権利」、「学ぶ権利」などでした。

このワークでは、便宜的にオークション形式で大切にしたい権利を募りましたが、選ばれなかった権利も、子どもが生まれながらに持つ大切な権利であることをみんなで確認しました。各グループからさまざまな視点の意見を聞くことができました。

後半では、「様々な人との関わりの中で、私たちらしい毎日を送るために…」というテーマでワークを行いました。

子どもの権利が守られ、子どもたちが自分らしい毎日を送ることを武蔵野市は応援していきたいと考えていることを伝えた上で、このワークでは、人とのつながりの中で「私たちらしい毎日」を送るために大切なことを「私たちの言葉〇カ条」と題し、グループごとに思いを意見交換しました。

各グループの言葉を簡単に読み上げます。また、グループの思い、考えは、言葉の下に書いてありますので、ご覧ください。

1 グループは4カ条です。

その1 私たちは幸せを感じることができる

その2 私たちはそれぞれの個性を尊重し、多様な生活を送ることができる

その3 私たちは戦いに参加せず、平和な生活を送ることができる

その4 私たちはそれぞれの意見を共有し尊重しあうことができる

2 グループは4カ条です。

その1 子どもが自由に意思表示できる権利

その2 子どもが信頼できる人に助けを求めることができる権利

その3 私たちが自分を好きでいることができる権利

その4 正しい教育を受け成長できる権利

3 グループは3カ条です。

その1 子どもは大人に守られる

その2 子どもは自由に生きられる

その3 子どもは学ぶことができる

4 グループは2カ条です。

その1 子どもが知りたいことを学べる

その2 子どもは自身を尊重される

5グループは5カ条です。

その1 子どもたちは安心して、健康に、充実した学校生活を送ることができる

その2 まちが子どもが安らげる場所をつくる

その3 私たちは大人に意見を言ったり、相談したりできる

その4 私たちは夢について、自由に考え決めることができる

その5 私たちは助け合っている

最後に、6グループは4カ条です。

その1 私たちは教育を受け、地域に居場所を持つことができる

その2 互いに尊重し、安心、安全、健康に生きることができる

その3 わたしたちは保護され、生きる上で必要なものを求めることができる

その4 わたしたちは話し合っって自由に意見を表明することができる

どのグループも、グループ内での活発な意見を通して、素晴らしい言葉を発表してくれました。「安心して生きていけること」、「健康に育つこと」のような生きていく上での基礎となる権利を大切にしながらも、「子どもの意見が尊重される」、「知りたいことが学べる」など、子どもが大人と対等に、主体的・積極的に参加をしたいというような意見が多いことも印象的でした。

このグループワークは、松下市長、委員長にもお聞きいただき、発表後に講評をいただきました。また、この本番については、ご都合のついた委員の方にはオンラインでご視聴いただきました。また、ご視聴いただいた委員の皆様には、4月10日に実行委員の子どもとの振り返りの意見交換を実施していただきました。

よろしければ、参加された委員の方から、お一人1分程度で感想を伺えればと思います。事務局からは以上です。

【副委員長】

それでは、参加された委員の方、お一人1分程度で感想をお伺いできますでしょうか。

【委員】

3月29日のムサカツのときは、子どもたちが大勢参加してくれているのがとてもうれしく感じました。その中で、先ほどもありました4グループの「知りたいことを学びたい」ということで、特に政治とか性についてというのがすごく印象に残りました。

それから、4月10日の集まりのときには、学校の中ではなくて、学校の外に、「こんな

とき、どうしてた？」とか、「どう思う？」と、ちょっと聞けるような居場所が欲しいと発言していたお子さんがいらっしやいました。心の教室とかカウンセリングルームは学校の中にあるけれども、ほかの生徒の目があってなかなか行きづらい。それほど大ごとの相談事があるわけでもないんだけど、先輩とか同年代の人にちょっと聞いてみたい、そういう居場所が欲しいという声がありました。私が聞いた感じだと、お年寄りの集まるテンミリオンハウスみたいな感じかなという印象を受けました。

【委員】

4月10日は、私はワクチンの副反応で熱が下がらなかったので行かれなかったのですが、3月29日のムサカツのほうはZoom参加させていただきました。たまに聞こえにくいこともあったのですが、すごく伝わってきたのは、その場で参加された方も、実行委員の方も、目が真剣で、自分たちの「子どもの権利条例」ということで、自分たちで参加をしてどういうものなのかを学びたい。また、それを浸透させるために、自分たちの意見もちゃんと加えて、いいものをつくってほしいという願いとか真剣なまなざしがすごく伝わってきたので、感動したというか、頼もしいなと思いました。

【委員】

感想とすれば、また子どもたちと一緒に勉強ができて楽しかったです。それで、たくさん教えてもらいました。

まず、ムサカツをやってどうだったかという話で、多様な人と意見交換ができる場だったのがすごくよかったし、楽しかったと。多様な人と意見交換できる場というのは、考えが違う人とか、自分の知らないことをより具体的に知っていたり、いろいろなことを吸収することができた。これって学びの場なんだなと思った。やはりみんな学びを楽しんでいる。学びは楽しいものなんだということを、言葉では言っていなかったけれども、あらわしてくれていたのがすごくうれしかったです。

それから、「子どもの権利に関連する市の各種取り組み」と関係する点が1件あります。終わり際に、「これから骨子案が出るからパブコメを書いてください」とお願いしたら、パブコメは難しい、アンケートをやってほしいなど。特に今回、委員長長のほうから重点的に考えてほしい点があらかじめ挙げられていたのですが、重点的に審議する件はアンケートをとってほしいなど言っていました。

ただ、「質問に答えてください」とポンとアンケートをするというのでは、本当に理解して答えていることにならないので、子どもの権利を勉強してから答えたらどうかなとい

うふうに話をしていたのですが、そうしたら、取り組みの9番に「子どもの権利に関する条例策定に向けた、児童・生徒の参加や意見表明を促す動機付け」というのがあって、学校のほうでもやってくれるということなので、これとセットになったら、もしかしたらパブコメまで書いてしまうのではないかという感じがしました。

実はたくさん聞いていまして、これから出来上がる条例にはどういうことを期待していますかと言ったら、まずは、自分たちがふだんから感じている課題を解決してくれる糸口になってほしいと言っていました。1時間、話をして、最後の最後には、課題を解決して、言葉としては、挑んでいく条例にしてほしいと。難しいことがあるかもしれないけれども、大人たちがそれを解決していってくれるような条例にしてほしいと言っていました。

それから、話し合いをしたい。大人と子どもも話し合いをしたい。子どもと子どもとも話し合いをしたい。ただし、対等でないと嫌だと言っていました。対等ということがすごく大事だと思います。ついつい大人が優位な立場に立って話をしてしまうのですが、よく話を聞かないといけないなと思うんだけど、できない。お話をしたいと言っていました。

それから、子どもの権利を学んで育った子どもは、大人になって子どもの権利を大切にできるのではないかと言っていました。殴られて育った子は殴ってしまう。子どもの権利を大事にしよう、大事にしようと言われて育てば、自分も大事にできるのではないかと言っていました。

あと、有給休暇の件と子どもの日の件はどうですかというアンケートをしたけれども、時間がなくて、子どもの日のほうまで行けなかったです。有給休暇は有効ではないかと3人の子どもが3人とも言っていました。

【委員】

先ほどの委員と同じチームだったので似たような感想になってしまうのですが、子どもたちは私の想像以上にいろいろな決め事に参加したい、意見も言いたい、しかも大人と対等に尊重し合いながら話しあうことができる場を望んでいるんだなという事が分かりました。

子どもたちと話しているうちに、子どもの声を反映している条例ができるのか？できたとしても実行できるのか？と自信がなくなってきたのですが、同じように不安になっている子もいて、最後にはあきらめないで自分達の立場でできることをしていこう！と励まし合って終わりました。簡単ですが以上です。

【委員】

私も4月10日に、ムサカツに参加してくれたお子様とお話をさせていただきました。そのムサカツで話し合ったことについてもお聞きしましたが、そのときに私が感じたのは、子どもたちと話をしていたら、「でも、残業代が出ないのに、夕方遅くまで働いて、先生も大変だよね」と言っていた。自分たちの人権は守ってほしいけど、「先生、大変」とか、大人にすごく気を使っている。「だから、迷惑をかけないようにしなきゃ」みたいな言葉が出てきたのがすごく悲しかった。子どもが、こうしたいとか、ああしたいという気持ちを、大人に気を使わせて、言わせていない。日本は何という国なんだろうと思って悲しくなっていました。

多分、大人も変わりたいと思うのです。学校の先生も、少人数学級になれば、子どもによりたくさん目がいくので、すごくいいと思っていらっしゃると思う。しっかり働いた分、残業代が出るのは、それは当然の権利です。学校の先生もやはりそういう思いを持っていらっしゃると思うので、この子どもの権利条例ができることによって、子どもも大人もすごくよくなるような働きかけにつながればいいなというふうに、子どもたちからいろいろなお話を聞いて感じました。

(2) 今後の検討スケジュールについて

【副委員長】

続いて、議事の(2)「今後の検討スケジュールについて」を事務局から説明していただき、その後、まとめて質疑を行いたいと思います。

それでは、事務局、お願いいたします。

【子ども子育て支援課長】

それでは、ご説明いたします。資料8をご覧ください。

(1) 検討スケジュールは、前回からほとんど変わっておりません。本日の委員会後、5月15日からパブリックコメント及び市民意見交換会を行い、その後、7月7日と8月30日、2回の委員会を経て、9月に委員会報告書を市に提出していただく流れです。

表の下にも記載がありますが、現在、委員会で作成している骨子案と、9月に提出する委員会報告書が、委員会で作成していただくものです。その下の素案と条例案については、委員会報告後、皆様の多様な意見を受け、市で作成をいたします。

(2) 委員会中間報告についてのパブリックコメントと市民の意見交換会を行います。

1つ目の○「パブリックコメント」は、5月15日から6月6日までを予定しております。

2つ目の○「市民意見交換会」は、パブリックコメント実施期間中に2～3回程度行う予定です。

3つ目の○「中高生世代ワークショップ Teens ムサカツ」ですが、令和4年度第1回のワークショップにおいても、委員会の中間報告について意見を聞く予定であります。全て5月15日号の市報の1面で広報をする予定であります。

一番下の※印にありますが、委員会中間報告について意見交換会を行っていただくために、市内各地域のコミュニティ協議会に「地域フォーラム」の開催を呼びかけております。こちらは各コミュニティ協議会の任意になります。また、子どもから多くの意見を聴取するための方法について、事務局でも調整中です。

資料8についての説明は以上です。

【副委員長】

ここまでの議事につきまして、ご意見、ご質問などありましたらお願いいたします。質疑の時間を5分程度予定しております。

(質疑なし)

では、もし骨子案の中でも繰り返し出てきたところがありましたら、そこで言っていたいて構わないということで、先に進めさせていただきたいと思います。

(3) 条例骨子案（委員会中間報告）について

- ・委員長から説明
- ・各委員から骨子案についての意見表明
- ・委員間で意見交換

【副委員長】

続きまして、議事の(3)「条例骨子案（委員会中間報告）について」に入りたいと思います。前回の委員会では、条例骨子案のたたき台について審議していただきました。そのときの議論とその後の委員の皆様からのご意見を踏まえて、資料9として委員長に骨子案をご提案いただいております。

本日の委員会でも内容を検討するに当たりまして、委員長から骨子案の位置づけについてご説明をいただければと思います。

【委員長】

5分という限られた時間なので、手短にお話しさせていただきます。

まず、位置づけというか、中身よりも位置を確認するということが必要になりましたので、そちらを簡単に紹介させていただきたいと思います。

どういうことかという、今は市では中身よりもプロセスとか手続がすごく問われてきました。どこの自治体も、もともとは要綱で設置して委員会とか審議会をつくっていくというのが通常だったのです。しかし、最近は条例設置でやるべきだという話も出ています。私たちのこの検討委員会も要綱設置の委員会です。

それは何が違うかという、条例設置の委員会ですと、市長の附属機関として諮問に対する答申書が出て、市長はそれをきちっと受けとめる必要があると認識しています。

今、要綱でやりますと、言うなれば市長の私的な諮問機関という位置づけです。内容的には、答申書ではなくて、意見提言書レベルになる。ですから、市長が受け取った意見提言を踏まえつつ、それを参考にして、市長が条例をつくるということです。この委員会で私たちが中間報告書として今回提出したのも、市長がそういう形で受けとめていくということになるかと思います。

ただし、そうはいつでも、やはり信頼関係ですので、私たちが出した中間報告書や最終報告書も、市長の側が誠実に受けとめてくれるという前提で私たちは動いております。その点は確認しながら、この委員会の報告書の位置を確認させていただきました。

その上で、具体的な中身については、きょうお手元に骨子案と、この話のために、私のほうから資料1から資料8まで、簡単な資料を新たに追加させていただきました。これは骨子案の「まえがき」を見ていただきながら、簡単に説明させていただきます。

今回の骨子案の中で、大きくは理念の部分と、制度にかかわる部分があるわけですが、特に理念については、前文にまとめてあるように、「安心して生きる権利」と「自分らしく生き、成長する権利」がポイントになっている。実は北本市の条例もそういう枠組みになっていたので、ちょっと先を越されたなという印象はあるのですが、私たちも今の子どもたちの現実から出発すると、この2つの権利が中心で、かつ、子どもたちのアンケートから、「平和に生きる権利」と「差別されない権利」が、やはりこの条例の枠の中で非常に重視されなければいけないと思います。

あと、前文の中で非常に大事なのは、権利保障の仕方はやはり身近な生活の場で行われる。特に家庭や学校、地域でこそ保障されるべきだというのがこの条例の基本的な考え方

です。特に今、家庭や学校が非常に疲弊している中で、家庭や学校を支援し、かつ、それを支えていけるような地域を復活させ、地域で支援システムを構築していくということが、条例の基本的な枠組みかなと思っております。

もう一つ大事なのが、子どもの意見表明参加でまちづくりを進めていくということです。

こういった理念を判断基準として、具体的な条例の条文を皆さんにはご審議いただきたいと思うのですが、少なくとも2つ目の柱にあるように、既存の制度を発展させていくというレベルの部分と、その既存の制度ではもう限界がある。もっと新しい仕組みを構築していく必要があるのではないか。そこの既存の制度と地域の仕組みをどうつくるか。それは時代の変化の中で大きく変わっていくわけです。

資料を4で示しましたものは、「理不尽校則、もうやめる」、「時代は変わった」というのが朝日新聞の夕刊一面トップで載ったのですね。これはブラック校則というもので、ゼロトレランスの中で非常に社会問題になってきたものが、大きく変わる。「時代は変わった」という表現をしていますが、やはり時代の変化の中で、今まで通用したのものも、だんだん新しく変えていかなければいけないという流れが今始まっているのではないかと思います。

その中で、事前に委員の方々には、今回のパブコメに諮るときに、どうしても中間報告で非常に判断が割れそうな問題について、5点ほど皆さんにお示ししました。

1つ目は、家庭のあり方ということで、第一義的責任を、そういう責任という形で盛り込むのがいいのか、家族的な支援をベースにするか。

2つ目は、子どもの権利の日について、これを月間とか、権利週間ぐらいのやり方もあり得るのではないかというご意見もありました。子どもの権利の日については、サンプルとして、川崎市の子どもの権利のイベントについて資料を出させていただきました。大体どんなことを子どもの権利の日でやっているか。条例の中で子どもの権利の日を設定するところはかなりあります。

私がやってきた条例づくりの中で、非常に残念な動きでよくあるのは、条例が非常に埋没してしまう。忘れ去られてしまう地域が幾つかあるのです。それはやはり日常的にシンボライズされてない。シンボリックな行事とか、毎年何かあるということになると、条例が非常に意識化されていきます。あるいはシンボル施設があるとか、子どもの城みたいなものがあると、その条例はすごくいいわけです。そういう意味では、シンボリックな行事というものをどう考えるかというのを1つお考えいただきたい。

あと、学校を休む権利の問題は、特別休暇制度です。これは日弁連の提案ですが、現場ではなかなか厳しいということに関して、今回は 22 ページに、日弁連案だけではなくて、もう幾つか選択肢ができないかな。欠席人扱いにならない居場所づくりや、家庭学習というのも含めて、もう少し緩やかな休む権利の仕組みができないかなということ、また検討いただければと思います。

あと、学校外の多様な学びの経済的支援の問題についても、制度化には非常に抵抗感が強い領域です。これについては一番新しい動きとして、日本学術会議が出している緊急提言がございます。これも資料に出させていただきました。むしろ拡張していく。いわば全ての人々に無償の普通教育を保障していこう。学校の中の普通教育という枠から、学校外も含めて全ての人々が対象です。外国人の普通教育も含めて、それを無償で保障していくということを学術会議が提言しております。こういう流れ、時代の変化の中で、この条例も考えていったらどうか。

最後に、子ども会議の問題です。「こども施策」について意見提言をしていくということについて、子どもたちに動いてもらうのには支えるのがなかなか大変だというご意見もあったのですが、これも時代の流れの中で、今、国会では、衆議院にこども基本法が上程されました。これは与党案ですので、ほぼ間違いなく制定されます。自民党と公明党の共同で提案しています。こども基本法を資料として出させていただきました。

その中で、例えばこども家庭庁の中にこども政策推進会議というのがあって、これは総理大臣が会長になっています。その会議の施策を決定していくときに子どもの意見を聞く。こども政策推進会議の「こども施策」を決定するときに、17 条 3 項で、子どもや親あるいは子ども関係の民間団体の意見を聞くという条文があります。このあたりは国レベルでの政策に対する子どもの意見の反映の問題なんです。自治体も「こども施策」における子どもの意思というのをどう反映させていくかが問われていくだろう。国レベルでもこのように動いていますので、そんなところも参考にさせていただきながら検討いただければと思います。

最終的にきょうの委員会を受けて、今後、私が中間報告の取りまとめをさせていただきますが、できるだけ皆さんの意思がある程度合意に達することを願っておりますので、少し問題になっている部分についてご紹介しました。よろしくお願いいたします。

【子ども子育て支援課長】

委員長、委員会の性格について説明していただき、ありがとうございました。

1点補足なのですが、委員長のおっしゃったとおり、こちらは正式に諮問・答申という形をとる委員会ではございません。市民公募も含め、いろいろな立場から多様な意見をいただく場としているところでございます。そもそも諮問などをしていないので、委員長のご発言で1点、私的な諮問機関というところではなく、多様な意見を聞く場とさせていただいているというところだけ補足させていただきます。

【副委員長】

多様な意見が出るのが大事な場であるというふうにおっしゃっていただきました。

では、いよいよ内容に入っていきます。今回の骨子案につきましては、これまで委員の皆様からいただいたさまざまなご意見を受けて、今回委員長がまとめてくださっています。前回の委員会では、特に重点的に審議する事項に絞って皆様に検討していただいたのですが、それだと十分な意見が出ないかもしれないこともありますし、本日はパブリックコメントの前の最後の委員会ですので、委員の皆様からこれだけはぜひ意見として言っておきたいということがございましたら、お一人2分程度で順番にご発言いただければと思います。

そのようにして、それぞれの方が言いたいことをとりあえず全部というか、2分程度ですが、ご発言をいただきまして、ご発言が一巡したところで自由討議とさせていただければと思います。

【委員】

まず、今、委員長のほうから審議をお願いしたい項目と挙がっていた5点のうち、それぞれ言っていると長くなるのですが、1点目の法定保護者の役割のところの責任の部分については、私としてはここをあまり強調はしたくないなと思っております。

いろいろな見方がありますが、責任と、押しつけることによる家庭のストレスとか、大変さとか、もちろんそれは支援をするということが対極であるのでしようけれども、それと逆に、責任ということで、ある意味、権限的に与えてしまうことによる、虐待家庭などにおける不都合さみたいなものも含めて、責任ということ、全く書くべきではないという趣旨ではないのですが、そこをあまり強調はしたくないというのが1点あります。

それ以外については、自分の関心のあるというか、特に気になった分野を少し申し上げたいと思います。

4点あります。

まず、34 ページのG-2で、タイトルは「子どもの尊厳を傷つける暴力の防止」です。

「条例の骨子」のところを拝見しましたが、できれば条例の条文の中に「体罰」という言葉を入れていただきたい。要は、体罰を含めダメなんだということ。体罰がダメだということをやはり条文上明確にしたいということが1つです。

2点目、35 ページのG-3「虐待の防止」です。上から3つ目の○の「子どもは、虐待など暴力を受けそうになった時には、逃げる権利があること」ということで、これは賛成ですが、あわせて「守られる権利」という言葉を入れられないかと思っております。どうしても仕組み上、子どもを保護するという制度です。なので、守られる対象であるということは十分明確なんですけれども、子どもが守ってほしいということを訴えるという主体的な視点での権利というのがあったほうがよりいいのではないかと。守られる権利というものが逃げる権利と併存したほうがいいかなと思いました。

3点目、36 ページ、G-4「いじめの防止」の項目です。「条例の骨子」の一番下の○に「教育委員会、学校は、学校におけるいじめに関する重大事態が発生した場合、その内容について調査を行うとともに、調査結果についていじめを受けた子どもやその保護者の意向を尊重し、場合により第三者調査委員会に置いて再調査し、その結果を公表する必要があること」とあります。

これは私の頭の整理で、いじめに関して、ここで言っているのは、いじめが起きたときにきちっと調査しなさい、調査が必要ですよということだと思っておりますが、必ずしも重大事態でなくても、事実の確認などは当然経なければいけないので、ここでうたうとすれば、まず、いじめ全般について、少なくとも一般論としてうたうべきではないか。

それだけで足りるかもしれませんが、場合によっては、その中でも特にということで、重大事態のときには、この仕組みでちゃんとやりなさい。いわゆる調査委員会での調査をやりなさい。そういう1+2なのか、それとも1だけなのか、そこは選択肢があると思いますが、いずれにしても重大事態でないいじめについても、これは子どもの権利条例という全般的なものを捉えるものなので、いじめ全般について、学校がきちっと調査して、事実確認をしなさいということが明確になる必要があると思いました。

最後に4点目、37 ページ、G-5「子どもの権利侵害の相談・救済の仕組み—第三者的相談救済機関の創設」の(3)「重大事態発生の際の第三者調査委員会の設置」です。これは多分条例に載せるものではないと思うのですが、オンブズパーソンをどの部局に設置するのかというところが、私もこれまでの議論でまだちょっと認識ができていませんでした。

よくあるのは、教育委員会の下に設置する場合、また、子ども家庭部局の下に設置する場合、あと、市長部局、大体そんなところが選択肢かなと思います。一長一短で、独立性を確保するのだったら、市長部局ですが、教育の分野とか家庭の分野との連携を重視するのだったら、それぞれの部局。ただ、オンブズパーソンに来る事案というのは、子ども家庭支援センターの対応がよくないとか、学校の対応がよくないとか、そういうケースもあるので、そうすると、そこにぶら下がっているとやりにくいというところがある。そこら辺が議論の中で私が理解できてないので、明確にしていきたいなと思いました。

【委員】

私は、まず、A-1「多様性の時代を迎えた現代の子どもの権利」のところで、委員長への補足にあつたかと思うのですが、子どもには愛される権利、愛されて育つ権利があることを、できれば加えてもらいたいなと思いました。

また、C-2「市民の役割」のところに関してです。市のほうでこういうPRというか、今なぜこのような条例が必要なのかというのを、子育てを随分前に終えた、ご年輩の方とか、若い人とか、子育ての経験のない人たちにも、現状を理解してもらえようような啓発をぜひしていただきたいと思いました。

また、11 ページの「家庭、親、法定保護者の役割」です。こちらは私も第一義的責任を強調するよりも、保護者やご家庭の支援に力を入れて、底上げを図ってほしいなと思います。

また、19 ページの子どもの権利の日は、あるといいなと思うのですが、11月20日では、平和の日と近くて、インパクトに欠ける気がします。現在、10月が強化月間ということを知りましたので、なぜそれが10月なのかというのが、私はわからなかったのですが、理由づけができる何か特定の日はあればいいなと思います。

また、21 ページ、子どもが学校を休む権利についてです。これもあるといいなと思うのですが、欠席扱いにしない休みをつくるというのはとても難しいというお話を前回伺い、なるほどなと思うのですが、生徒本人も学校に行かなければならないとか、保護者も行かせなければならぬとか、行くのが当たり前、普通という思い込みからぜひ開放されるようになるために、例えば内申点が気になるというお話も出ましたけれども、その場合は武蔵野市にはこういうフォローがあるんだよという指針とか保障となるようなものが条例の中にでもあれば、もっと気楽にお休みできるのではないかと思います。

先ほどの委員長のお話を伺って今思ったのですが、せっかくオンラインというのが活用

できるようになったので、例えば授業の様子をお子さんがご家庭から視聴することができるのか、そうすれば欠席扱いにならないのかななどと今ふと思ったりしました。

また、24 ページの「学校外の多様な学びの保障」についてです。経済的な支援の話ですが、これは学びの場がどんな場所であるかというのを確認するのがとても大変というお話が前回出たと思うのですが、義務教育の間のお子さんには、これぐらいかかるだろうというお金の額ぐらいは、何とか審査をせずに、援助してほしいと思います。高校生には、無償化の対象となるようなご家庭に対しては、本当に何かの援助をしてほしいなと思っています。

また、28 ページ、子ども会議の設置ですが、これはぜひ続けてほしいです。市の職員のご負担はあると思うのですが、あと、異動とかでぶつぶつ切れることなく、できたら専門の担当者を置くような配慮をしていただいて、ぜひ継続してほしいと思います。

【委員】

まず、この骨子案を読んで、私たち条例検討委員の今までの意見とか思いがすごくたくさん盛り込まれていたと思いました。喜多先生に感謝いたします。

私はしつこく言っていて申しわけないのですが、子どもの権利の日のことがすごく気になっています。中野区の4月からの新しい条例のところを読むと、第8条に子どもの権利の日について書いています。こちらは11月20日となっているのですが、「区は、子どもの権利の日の目的にふさわしい事業を広く区民等の参加を求めて行うものとします」と書いてあります。

このように何か事業をやる。先ほどの川崎市の子どもフェスティバルもそうですが、何かインパクトのあるものをやるということは、周知させるためにはすごく大事なことはないかと思うので、別に子どもの権利の日としなくても、子どもの権利週間でもいいので、何か設置してやっていただきたいなと思います。そこに Teens ムサカツが加わってもいいでしょうし、子どもの参加がたくさんあるようなイベントを企画できればいいのではないかなと私は思いました。

2つ目が、子どもが学校を休む権利です。16 ページのE-1の「条例の骨子」の中に「子どもには、休む権利がある」と記載されています。23 ページに、委員のどなたかが以前おっしゃっていたように、「子どもには休む権利があることを理解し、子ども自身が自分を取りもどす機会を保障する」とあります。そういう理念があるのはいいのではないかな。ただ、欠席扱いしないのは難しいのではないかな。前回の Zoom の会議でもそういうお

話があったと思いますし、ここにも明記されています。

その理念は私もすごく賛同しますし、いいなと思うのですが、理念で終わってしまうと、何のために子どもの権利条例をつくったのだろうか子どもが思うのではないかなと私は思っていました。例えば先ほどの委員も、この間の4月10日のTeens ムサカツで、子どもたちに欠席のことを聞いたら、意見があったということですが、やはり今後Teens ムサカツ実行委員との意見交換会で、どういった案があるかというのを、実際の子ども自身の声を聞いてほしいなと思いました。

あと、例えばまた別で、欠席扱いにはなるのですけれども、学校のほうで、自分を取り戻すために必要な休みということをどこかに明記していただくとか、妥協案というのではないのですが、そういうのを模索することはできないのかなと思いました。

もう一つは、子ども会議のことです。武蔵野市の子ども会議は、Teens ムサカツ、今あるものでも、ぜひ継続していただきたいなと思います。私は実際にZoomでしか見せていただけてないですが、あの子どものときの子どもたちの学ぶ楽しさとか、真剣な目を見たら、やはり彼らの「子どもの権利条例」なので、それを彼らが開催していく。アンケートによりますと、学校が配ったチラシで知って来た子がたくさんいましたので、学校のほうでも、うまく周知させれば、参加者ももっとふえると思います。これで子ども権利条例の周知も、子どもだけではなくて、大人にも広がるのではないかなと私は期待します。ぜひ続けてほしいと思いました。

【委員】

まず、委員長から出された課題について簡単に触れます。

保護者の役割ということで、第一義的責任とか、そこはあまり強調しなくてもいいのではないかな。子どもの権利条例なので、子どもが主体であり、子どもの最善の利益を図る。そういう趣旨からいって、家族はどうなのか、学校はどうなのか、教育はどうなのかという感じになると思いますので、周りで取り巻く人の誰が第一義なのかというところまで強調する必要はないのかなという感じがします。要するに、子どもにとって最善の環境であればいいというのが趣旨かなと思います。

また、子どもの権利の日ですが、これも例えば権利の日を決めて、講演会を1回やって、それで終了という感じでは、あまり意味がないかなという気がします。川崎市の例も資料をチラッと見ましたが、多様なグループとか、サークルとか、日ごろの活動の成果を発表する場所になっています。やはり日常的な活動があつてこそ、その日が生きるという感じ

もしますので、例えば週間みたいな形で、柔軟な期間にしたほうが、今の段階では武蔵野市では中身が伴いやすいということであれば、週間でもいい。あまりどちらかにこだわる必要はない。要するに、中身のある行事、記念セレモニーという形にしたほうがいいと思うので、そこは今後、市内の実情に応じて考えていってもいいのかなという感じがいたします。

また、学校を休む権利ですが、これもなぜ休むのかというところが多分大事だと思います。会社のような経験をするという見方もありますけれども、子どもも、家庭も、学校側も、それぞれ納得した上で休むというか、もちろん権利としては休む権利があるので、理念としては載せたほうがいいと思うのですが、実際にそれを運用することについては、もう少しきちんと検討した上で進めたほうがいいかな。ただ「年間5日休めます」、「どうぞ」と言っただけだと、逆に子どもにとって不利な使われ方をしないかなという危惧を感じました。

また、義務教育段階の学校外の子どもの無償の学習支援ですが、これは経済的支援をぜひやるべきだと思っております。普通教育、義務教育という観点からも、休まざるを得ない状況になって、それを代替するような場があるのであれば、そこに経済的支援をするのは当然のことかなと思います。ただ、一定の評価は必要だと思います。どういう学習内容なのかとか、子どもにとって本当に役に立っているところなのかという評価は必要だと思います。

あと、子どもの会議も、やはりいろいろな形があると思うので、学校の中でもあるでしょうし、学校を離れた場所でもあるでしょう。そういった会議の場があって、そこで年に一度のそういった記念のところで盛り上げていく。そういう流れの中で、そういう会議というのはあってもいいのかなと思います。

最後に、私は障害のほうにかかわっておりますので、条例で言うと、31ページの「個別のニーズを持つ子どもへの支援」という形になるかと思います。ただ、ここの枠の中だけで全て語られるということではないと思うのです。例えば全ての意見を表明する権利においても、ただ「意見を表明してください」と子どもに言っても、なかなか意思疎通ができないお子さんたちもいらっしゃる。意思表明をサポートされる権利といえますか、アドボカシーとか、代弁していくとか、意思表明や意思決定がうまくできるような、そういったサポートが必要だと思うのです。

それは単に一場面だけではなくて、意見を表明するとか、学びの場があるとか、居場所

をつくるとか、全ての場所でそういったサポートを受ける権利があるので、そこはそこで障害に限らず、やはりスペシャルなニーズの人たちに対するきちんとした体制づくりというのが必要なのかな。これは権利条例とはまた別個だとは思うのですけれども、そこはそこできちんとした施策というか、システム、仕組みをつくっていくというのは書き込んでもいいのかなという感じがしました。

【委員】

まず、当日審議するということからいきます。

第一義的責任のところですが、これは条約の中でも支援とセットで書かれているので、支援とセットで書くのならともかく、これだけの特出しというのはおかしいと思います。むしろ支援のほうを強く書いたほうがいいと思います。

子どもの権利の日です。子どもの権利の日なのか、週間なのか、月間なのか、この違いがよくわからないのですけれども、武蔵野市の平和の日のように、日を設定しておく、その近くの土日でイベントなどをやりやすいのかなと思います。また、子ども会議も、そのイベントの中で活躍できたらおもしろいかなと思いました。

日にちですが、日本の5月5日は端午の節句とかぶっている、若干ややこしいです。「子ども」といっても、端午の節句の場合は男の子です。「こどもの日」といっても、日本の法律で決めている「こどもの日」の中には、お母さんに感謝する日という意味も入っているらしくて、とても子どもの権利のことを言っている日ではないので、5月5日より、国連の11月20日のほうがふさわしいかなと思います。国連のこどもの日の中でも、子どもの権利のことをうたっている、そういう意味でもいいかなと思います。

先ほど、平和の日と近くて、かすんでしまうのではないかとということもあったのですけれども、逆ではないですが、相乗効果も狙えるかな。お互いに宣伝し合ったり、コラボしてみたり、何かできる。あまりふさわしくないのかもしれないけれども、今はウクライナとかそういうところでも、子どもたちがひどい目に遭っています。そういうこともあるので、平和の日とは相性はいいかなと思います。

次に、休む権利です。ここで議論するだけではなくて、ここは子どもの意見をもっと聞いたほうがいいかな。この間子どもたちとの意見交換会の中では、かつて不登校になってしまったけれども、そのとき休む権利があれば、そうはならなかった可能性はありますと言っていました。ここは子どもの意見を取り入れたい。ここはというか、全部なんですけれども、特に聞いておいたほうがいいのではないかなと思います。

経済的支援ですが、こちらも当然やったほうが良いと思います。事業者の評価が難しいという点はあるとは思いますが、定量評価できないことに対する評価は、いろいろなことでやって、どうにかみんな評価することをクリアしています。どうにかできるのではないかなと思います。ただ、そもそも子どもがその学校でいいんだと言っているのであれば、それはもうそれでいいのではないかなという考え方もできるので、全部が全部、評価は必要かと言ったら、そうではないかもしれないと思います。

それから、子ども会議です。これはF-4の「子ども会議」のところを見たら、何てすばらしいんだろうと思ったので、ぜひ頑張ってもらいたいです。

3ページ、2本目の柱と言われていたところで、既存の制度を基本にしながら、「可能な限り、Bの方向に進んでいく」となっているのですが、この「可能な限り」という言葉がすごく危険だと思います。「できない、できない」と言ったら、何もやらないでいいのですよね。「可能な限り」というのはすごく意気込みのあるような言葉なのかもしれないけれども、とりようによったら、何もしないとやっているのと一緒なので、ここは変えてほしいと思います。

ここ数年でパートナーシップ制度をつくったときの意見交換会などは、事務局もものすごく熱意もあって、これは絶対につくるんだ、今まで結婚制度を利用できなかったマイノリティたちを守るんだという強い意志を感じたのです。ここでも子どもたちの権利を守るんだ、子どもたちが生きやすい世界をつくるんだという強い意志を見せられるような言葉にしてほしいと思います。

また、E-1で、17ページのインクルーシブ教育ですが、文科省は「インクルーシブ教育システム」と言っていて、いわゆるインクルーシブ教育ではないのです。なので、ここで「教育システム」という言葉が入ると、ややこしいかな、紛らわしいかな。こういうのは削除したほうが良いと思います。

あと、「インクルーシブ教育」なのか、「インクルーシブな学びの場」というのは一体何なのかというのがわからないので、ここはもう「インクルーシブ教育」としてしまったほうが良いと思います。

ここに少しつけ加えさせてもらって、4月1日から明石市がインクルーシブなまちづくり条例というのを施行しました。その中では、インクルーシブ教育を進めるんだと、市の条例をもって書いています。

明石市さんに電話して、「このインクルーシブ教育は、文科省の言っているインクルー

シブ教育システムですか。それとも、いわゆる世界標準のインクルーシブ教育ですか」と聞いたら、「インクルーシブ教育です。分け隔てなくみんなが同じ場で学ぶ。それを明石市は目指します。ただし、もう一個ポイントがあります。それはその環境を選択できることです」と言っていました。確かにそう思います。インクルーシブ教育を望んでいる方もいれば、そうではない方もいるので、そこは選択できるようにしたほうがいいと思います。

また、19 ページのE-2です。「上記骨子の基となる考え」の2つ目の○に「子どもにも他者の権利を尊重する義務があることは言うまでもありません」とあります。今回委員長が提出してくださった北本市の条例制定の際は、我々の言う「骨子案」から「条例」に変わるときがありますが、条例になるときに、子どもに義務を課すべきではないということから、この言葉は消えました。確かに子どもには、相互に尊重するんだよということは学んでほしいし、学ぶべきだとは思いますが、言葉を変えらるか視点を改めて、大人が子どもにそれを伝える。

例えばE-3でもそういう表現があります。「上記骨子の基となる考え」の2つ目の○に「他の子どもの権利について尊重することの大切さを伝えていく必要があります」とあるのですが、ここは子どもが尊重しなければいけませんとは書いてないですね。E-2でもそういうように、大人のほうにこうなさいというような文言にすればいいのではないかなと思います。「子どもは何々しなければいけない」という表現はよくないかなと思いました。

それと、26 ページで、質問です。前回の委員会の際に配られた市民の方からのお手紙がありましたね。学校でこんなにつらい思いをしたというようなことが書かれていたのですが、その中で、ソーシャルワーカーの方につないでもらったとき、すごく期待した。でも、それがすぐに不信感に変わった。そういうことで、頼りにしていたSSWが問題になったときは、どこに相談したらいいのでしょうかという質問です。

それと、同じページの中で、解決のために大げさに動いて、子どもの思っていた方向に行かないとか、逆につらくなってしまった。それって、要は子どもの意見をちゃんと聞いていなかったということなので、そこをちょっと考えてもらえたらなと思います。

【委員】

私は6点ございます。

1点目、12 ページ、C-5「事業者の役割」のところ。「条例の骨子」には、「事

業者は、市が進める子どもの支援、子どもの権利保障の施策について可能な限り協力すること」、「事業者は、雇用する市民が子育てに従事している場合、仕事と子育てが両立できる環境となるように努めること」とあります。これについての意見です。

学校に通っている子どもたちは、お家の方が仕事を休むことができないということで、体調不良でも登校してくるケースが結構あります。病院で受診したり、早退して家で休養させることができずに、学校の保健室で夕方まで預かることもあります。

これは 2021 年から改定・施行されている子の看護休暇という制度について、未就学児の子どもを抱える従業員の権利であるのですが、これはあくまでも最低条件であって、事業所によっては小学校も認めているところもあると聞いています。ですので、6 歳以降の小学生についても、子の看護休暇を取得できるように、例えば武蔵野市では、まちぐるみで子どもにやさしいまちづくりをしているというのであれば、事業所等にも啓発していくということが大事なのではないかなと思います。

先ほど委員がおっしゃっていました大人に気を使う子ども、お家の人が仕事に行けないから、自分は具合悪いけど頑張って学校に行くということがないように、やはり大人も、ここにいる子どもに関係する人たち以外も、考えていく必要があるかと思います。

2 点目は、18 ページ、E-1 「子どもにとって大切な子どもの権利とは」というところの「補足意見」の「理由なく休むことのできない学校の雰囲気」という文章表現についてです。

体調不良やご家庭の事情以外で学校を休むとき、学校の教職員は、子どもがどうして登校できないのかなと非常に心配をします。例えば友人関係やいじめが理由であれば、早期対応・早期解決に努めることは学校の大事な役割です。また、親の世話をするために登校させてもらえないヤングケアラー、虐待を受けていて登校させてもらえない児童の早期発見にもつながります。

学校は、理由がわからず、連絡がとれず、立て続けに休んでいる子どもがいた場合は、すぐに教育委員会に報告することが求められています。家庭、学校外のところで、子どもの権利が侵害されていることに気づくことができるのも学校かと思いますので、子どもの安全を確認する目的で、登校できない理由を学校が知っているというのはとても大事なことかなと思います。

3 点目です。22 ページ、F-1 「子どもの居場所」について、「上記骨子の基となる考え」の中の「欠席扱いにならない学校公認の地域居場所学習、家庭学習などの措置」や

「子ども特別休暇」に関しては、もう少し子どもや保護者や地域の方の意見を聞いて、議論をする必要があるのではないかなと思っています。

4点目は、子どもの権利の日の制定についてです。委員長の話にもございましたように、シンボリックな日、忘れない日は大事かなと思います。これが、日がいいのか、週がいいのか、月間がいいのかというところでいいますと、例えばその日に宿泊行事とか運動会とか、何か入っていると、全校で取り組めないこともありますので、週とか月間のほうがよいかなと思います。私がおりました前任区では、「いのちと人権を考える月間」というのが5月と12月に設定されておりまして、全ての小中学校で命や人権に関する授業や行事を行うということで、保護者と一緒に取り組むということも行っておりました。忘れないためにも必要だと思います。

5点目です。冒頭に委員長から、地域が、疲弊している家庭や学校を支えることが大事というお話がありました。重要な役割を担っていただいている民生委員、児童委員、主任児童委員の皆様のかかわり方について、この骨子の中から見えてこないなという印象を持っております。

最後、6点目です。今回の子どもの権利に関する条例について検討しているということをお話で取り上げて、子どもにパブリックコメントを促すというお話が指導課長からありました。この中間報告書は全教員が知っていなければならないと思いますので、学校のほうにも配付していただけるとありがたいと思います。

【委員】

まず最初に、「家庭、親、法定保護者の役割」のところ。「保護者」と書いてあるのですが、武蔵野には養護施設もあります。前回の資料にあったのですが、西東京市の条例の中には、保護者だけではなくて、違った意味合いの言葉もありました。ここにはないので、詳しくは言えないのですが、保護者だけではなくて、そういったような表現も入れたほうがいいのではないかなと思います。

また、武蔵野市の子どもの権利の日です。今の委員もおっしゃいましたけれども、学校には行事があります。特に武蔵野市の場合には、小学校はセカンドスクールという1週間にわたる行事もあるので、日ではなくて月間として、その中で子どもたちが、自分たちの権利について考えるようなことがあったらいいのではないかなと思います。

また、前回も少しお話をさせていただいたのですが、「子どもの特別休暇」は、学校現場としてはちょっと厳しいかなと思います。

ただ、先ほどの委員が有給休暇という言い方をされましたが、大人の有給休暇は休んでも報酬が得られるし、保障される。そのところで、もし子どもたちに「子どもの特別休暇」、欠席とならない休暇があった場合、同じような報酬として自分たちに何が得られるのか、認めてもらえるのかを、子どもたちに考えさせることも必要なのかなと思います。大人にとっての報酬が子どもたちにとって何に当たるのか。いわゆる学校現場では、子どもたちが学力をつけることが学校の大きな役割の一つです。大人としてはそんなふうに考えていますけれども、子どもたちは、大人の報酬に当たるものが自分には何なのかというのを考えさせていく必要もあるのかなと思っています。

今回の条例の中では、「子どもの特別休暇」という言い方をすぐにするというのは難しいと思いますけれども、恐らく条例ができ上がって何年かしたら、改定があるかもしれませんので、その間に、「子どもの特別休暇」について、子どもたちに考える機会が与えられたらいいな。自分たちにとって、大人の報酬に当たるものは何なのかというのを考えてもらいたいなと思っています。

また、「学校外の多様な学びの保障」ですが、経済的な支援ではないのですが、武蔵野市にはチャレンジルームとクレスコーレがあります。できれば、武蔵野市にはそういう施設があるんだ、そういうところで学ぶ機会があるんだということを明記したほうがいいのかな。

これは前も委員会の中でお話ししましたが、今チャレンジルームは武蔵野市の真ん中にあります。クレスコーレは吉祥寺のほうにあります。西側にはそういった施設がないのです。ですから、武蔵野市としてチャレンジルーム、クレスコーレに当たるような施設を西側にもつくっていただきたいなと思っています。

また、武蔵野市の子ども会議ですが、これはムサカツだけではなくて、前回お話をしましたけれども、教育長が中学生と懇談をする機会を設けてもらっています。そこで中学生は、学校の施設のこととか、学校の決まりのこととか、いろいろな話を教育長とする機会があります。こうしたことはぜひ継続させていただきたいなと思います。

また、ムサカツの活動を市長さんがご覧になって講評という形で紙面に掲載されていますが、いわゆる講評ではなくて、第五中学校が「市長への提言」という取り組みをしていますが、市長と子供たちが懇談するような機会がもっとあるといいなと思っています。

【委員】

私は、委員長から審議をお願いしたい項目というところに集中して考えさせていただき

ました。

まず、子どもの学校を休む権利について、前回ムサカツで、委員長から、「水野さん、すごく難しいんだよね」というお言葉をいただいていたので、では、どうしたらいいのだろうか。子どもにとって有給休暇のような休みがすぐには難しいのであれば、子どもにとってどういう条例にしたらいいのかなと思ったときに、実際に不登校を経験した子どもとか、その親御さんなど、たくさんの方と話をしていると、休む権利を否定したり、批判したり、差別の目で見られることがとてもつらいとみんな言うのです。それで、昼間、外に出られない。前髪を長くする。顔を隠す。帽子をかぶる。フードをかぶる。それこそ夏なのに厚いジャンパーを着る。やはりそういうところにつながるのですね。ですので、もし至急その休みをとるのが難しいのであれば、親だけではなくて、学校とか地域も、ちょっとつらくて学校を休んでいる子どもがいるときに、認めるという気持ちをつくっていく。

子どもが昼間、外にいたら、おじいちゃん、おばあちゃんが、声をかけてくれた。そうしたら、何か気持ちがりフレッシュできた。実はうちの息子が本当にそう言っていたのです。昼間、中央公園で飛行機を投げているおじいちゃんがかまってくれて、それでちょっと心が休んだりしていた。そういう地域の方が否定せず、受け入れてくれたりするということも、表現に入れてくださるといいのかなと思いました。

そして、「学校外の多様な学びの保障」で、経済的な支援についてはやはり明文化すべきだと思います。委員長から配られた提出資料の中にも、「すべての人に無償の普通教育を」、「多様な市民の教育システムへの包摂に向けて」ということがございます。

今、競争社会の教育に、それが生きる力に本当につながるのかなという疑問を持っている人が、実はとても多くいらっしゃいます。学力だけではなく、子どもが成長して、大人になった行く先で、何ができたらいいいのかな。私は息子が本当に学校に行かなくなったときに真剣に考えたら、そうか、この子が将来働けて、御飯が食べられれば、この子は命につながるんだというところにたどり着いたのです。

では、この子が、食べ物を得るため、働くため、お金を得るためにはどうしたらいいかといったら、生きる力をつけてあげることだ。もちろん学力も大事なので、最低限の学びは親として、周りとしていく。それが大事ということがあったので、その学びの場を、お金がないからと親に反対され、どこにも行けず、ひきこもり、何もすることがないと思う子どもが1人でも減ってくれたらいい。やはりそれは子どもの未来につながっていきます。武蔵野市はとても恵まれたいい市ですので、そういった子どもにも経済的支援をしっかりと

と明記していただけると、子どものためのすごくいい条例案になっていくのかなと思います。

最後に、子どもの会議設置は、支える職員の方の負担が大きいというお声もありますが、子どもの意見を聞くことが大人の気づきにもつながります。大人が気づくと、大人も子どもも幸せになることがとても多いので、子どもから教えていただく場をつくるというのは、やはりぜひしていただきたいと思います。

【委員】

皆様のご意見を伺い、なるほどなと思う事が多々あり、私の気持ちも少し変化がありました。とりあえず私の意見をお伝えします。

特別休暇制度と子どもの日の制定の2点についてです。

私が武蔵野市の子どもたちを見てきて思うことは、経済的に潤っているご家庭が全体的に多いということイコール習い事、塾通いが可能になるため、それらで忙しくしている子どもたちも多くいるということです。小学生からそのような忙しいさがあり休めず、中学生になると今度は内申点が気になり休みづらくなる。骨子案の23ページのご意見で、「保護者は、就学義務があるが、子どもには休む権利があることを理解し、子ども自身が自分を取りもどす機会を保障する」とありましたが、小学生のうちにはこれでカバーできても、中学生は内申点というものがある限りどうにもならないと思います。ムサカツ実行委員の子ども学校を休むのが本当にイヤで、熱が出た時インフルエンザであって欲しいと言っていました。やはり内申を気にして…ということでした。

不登校の経験がある子は、疲れて学校を休むと悪いことをしているようで、先生や友達に責められている気分になったそうです。なんの心配もないリフレッシュできる時間が欲しいということでした。10日とは言いませんがせめて何日かだけ、そして、高校受験を控えた中学生だけに特別休暇制度をもうけることはできないでしょうか。また、学校現場の負担になるということですが、どのような負担なのか。その負担は地域の方の協力でカバーできないものなのか。武蔵野市は開かれた学校づくり協議会があり、地域コーディネーターの方もいらっしゃいます。また、傍聴してくださっている方も熱い意見を持っている方ばかりで、こういった地域の方の協力でなんとかならないのかなと思いました。

次に武蔵野市子どもの権利の日についてです。11月には平和の日があるとのことで、何も11月にこだわらず、条例が施行した日でも良いと思います。平和の日が過去の経験から平和へとつなぐ日と考えるなら、子どもの権利の日は子どもという未来の希望を平和

へとつなぐ日という位置づけで制定できないものでしょうか。とにかく、この権利を広め深く知ってもらうためにも子どもの権利の日をもうけるような動きはできないものかと考えています。

【委員】

まず、11 ページのC-3です。1 番目の論点ですが、第一義的責任の明記のところです。第一義的責任という表現をしないまでも、例えば武蔵野市の長期計画とか、武蔵野市の子どもプランでも、「父母・保護者には子育てについての第一義的責任があると」というような表現をしていること、また、こども基本法案にも基本理念の中にそのような記載がある。他市の条例の中でも、例えば「最も重要な責任があることを自覚する」とか、「最も大きな役割を担っていることを自覚する」とか、保護者が子どもをしっかり見守り、育てていくというのはやはりベースだと思います。1 番目のセンテンスのところにもその考え方が載っているのですけれども、まず、保護者がそこを自覚して、しっかりやるというのが一番のベースだと思うのです。

いろいろと課題がある方、親御さんに課題がある方もいますが、そういう方々に対しては、当然いろいろ周りがサポートしたり、支援することは必要なのですけれども、まずベースは、保護者の方だという考え方は、やはり外してはいけないのかなということで、表現の方法はありますが、そのあたりはしっかり明記するべきだと思います。

もう一つ、子どもの権利の日です。私のほうから平和の日ができた経過からちょっと難しいのではないかという発言をさせていただきました。今、全国では、11 月 20 日を子どもの日にしている自治体は 10 以上あります。日野市は少し違っています。例えば新潟市だと、5 月を週間、11 月を月間になっています。そういう市町村もありますので、そのあたりの考え方は、委員の皆様や、パブコメでの市民の方の意見も聞きながら考えていくべきだと思います。

今武蔵野市では 10 月を子ども・子育て応援月間になっています。応援月間をつくって、子育ては楽しいというところを盛り上げていこうという趣旨から、今はフェスティバルをやっている 10 月を一つの考え方でやっていますけれども、10 月でなければダメということではないので、そのあたりは市民の方の意見も聞いていければいいかなと思います。

次に、20 ページで、先ほどの委員からも発言があったところですが、「上記骨子の基となる考え」の中の「他の子どもの権利について尊重することの大切さを伝えていく必要があります」というセンテンスです。委員からは、子どもに何か課したりするのはどうなの

かという話があったと思うのですが、実は私は全く逆の考え方です。子どもの権利条例は、当然子ども自身の権利で、自分たちが主体になると思うのです。そういう中で、全部大人が支えて、「市は」とか、「大人は」とか、「学校が」ということではダメだと思うのです。やはり子ども自身がこの権利条例をしっかり知って、それを考えていくということが必要になってくると思うのです。

そういう中では、ほかの市町村の条例で言うと、例えば日野市は、子どもの責務というのを設け「他の人がもつ生きる権利、育つ権利、守り守られる権利、参加する権利を大切にしながら、自分の権利を実施する」とか、小金井市も、「子どもは、自分が権利の主体として大切にされること、だれもが同じように権利を持っていることを十分理解した上で、他者を思いやり、互いの権利を尊重しなければなりません」とあります。

自分の権利だけを主張するのではなくて、当然ほかの子どもの権利もしっかり認めてやっていくということを、条例の中で定めていく。大人が全部それを教えればよいということではなくて、子ども自身にも子どもの中のそういう決め事というか、そのあたりをメッセージとしてしっかり伝える。権利があるから自分だけよければいいではなくて、他者の権利も同じように持っているということを、この条例の中にしっかり位置づけることは非常に大事かと思っておりますので、ここは逆に明文化すべきだと私は考えます。

もう一つ、35 ページです。G-3「虐待の防止」で、「条例の骨子」の最後のセンテンスに「市は、市民、民間団体と連携して、暴力から逃げてくる子どもを一時的に避難させ、宿泊できる場所（シェルター）を確保する必要があること」とあります。一時的に避難させ、宿泊できるシェルターの確保ということですが、実際、今の市の権限で言うと、これは一時保護的みたいなことになってしまうのですが、一時保護の権限は、東京都の児童相談所が持っています。実際に市のほうで一時退避させたり、宿泊できるようなところを措置する権限がないので、権限がないところを条文に載せるのはどうなのかと思います。

民間と連携したり、関係機関と連携して、そういうところに逃げていけるように子どもを避難させるというのはいいと思うのですが、あまり具体的に宿泊させるとか、シェルターを確保して、市がやるのだということになってしまうと、実際問題としては市には権限がないので、そのあたりは実効性を担保できないのかなと思って、そこは気になるところです。

【委員】

私からは、2点でございます。

21 ページの「子どもの居場所」の休暇制度のところですか。いろいろなお話もいただいているところですが、前回は申し上げましたが、まず現行の制度上、この休暇制度というのが相入れないというお話をさせていただきました。

もう少し詳しくご説明いたしますと、学校教育法の施行令の中にあるのは、「校長は、常に、その学校に在学する学齢児童又は学齢生徒の出席状況を明らかにしておかなければならない」。これは法律事項になっています。また、どういうものを出席にするかというところも、文科省からの通知で決められております。あと、例えば不登校の方に対する支援のあり方ということで、特例として出席扱いとするということがやはり文科省からの通知にございますが、これも記載されていることは、何らかの教育活動を行っている場合に出席にするというのが現行の制度となっておりますので、仮にこの制度を入れるとなると、法律に基づく制度との整合性をどのようにとっていくかというところの課題がまずあるということが非常に大きな課題であると我々としては認識しております。

また、教員の負担増についてどういうものがあるのかと先ほどご質問がございました。全ての子どもが理由なくというか、どんな理由でも休める制度ができた場合に、例えば10日間全ての児童が、もしかすると、年間さまざまな好きなタイミングで休暇をとるかもしれません。そういったときに、それは実際、授業を受けられていませんので、そこに対して、その全ての児童生徒に対して学力的なフォローを教員はしていかななくてはならないわけです。また、はたして本当に休みを必要としているお子さんだけがこの休暇制度を活用していただけるのか。恐らく皆さんがとってしまうのではないかと思います。そのときに教員としてのフォローは相当難しいかなと思っています。地域の方のご協力を、というご意見もありましたが、これは授業の部分になりますので、そこは非常に難しい部分があるかなと思っています。

これは子どもの休む権利をどう保障していくかということになりますので、その理念的なところを前回もお示しをしましたが、先ほど委員からありました親とか学校とか地域、そこはきちんと子どもの休む権利を認めていく、そういう気持ちを持っていくということを記載していくべき、というご意見には大賛成でございます。

もう一点が、24 ページのF-2「学校外の多様な学びの保障」の中の経済的支援の部分です。やはり、行政で行うことございまして、税金を使った現金給付でございますので、その運用に関しては厳格な公平性というのが必要になります。ここでは賛成だという意見が多いというのも認識しておりますけれども、反対をされる方にも、公金をそこに使

うという理由をきちんと説明できる制度にしていかなくてはいけないというのがまず大前提だと考えております。ですので、厳格な公平性の確保が非常に大きな課題であるということは「補足意見」の中にも記載をしていただけたらなと思っております。

教育機会確保法に基づいた、学校に戻ることを前提としない無償の施設、むさしのクレスコールを、武蔵野市としては施策として進めているというのは、まさに多様な学びの場を確保するという武蔵野市としての施策の方向性でございます。西部地区にもっとあったほうが良いという先ほどのご意見も、市の施策には沿っていることであります。多様な学び場を確保することイコール経済的支援というのは、我々としては飛躍が大きいかなというふうに考えているところです。

【副委員長】

最後に私からも1点お伝えしたいと思います。

「家庭、親、法定保護者の役割」というところですが、保護者の第一義的責任というのを果たせない人が、恐らく一定数出てきてしまっていて、それをどうするのかという問題なのだと思うのですけれども、自分がそうされてこなかったり、親であるということがどういうことであるのかを知らないまま大人になり、親になってしまった方たちがやはりいらっしゃるのだと思うのです。そういう方たちが子どもを育てているときに、子どももそれをされていなくてというふうに、それがどんどん引き継がれていってしまうのかなと思うと、その流れはどこかでとめることができるのではないかなというふうな希望を持ちたいと思っております。

結局、第一義的責任としたときに、「親でしょう。それができない場合は仕方ないよね」で終わってしまっているのかなというのはやはりちょっと気になるところです。もしかしたら今の教育の中で、親になるとはどういうことなのかということを子どもに教えていく必要があるのかもしれないと感じています。昔はもっと子どもを育てている大人を見る機会がいろいろあったのかもしれないのですけれども、横のつながりが少なくなって、核家族化していく中で、自分がそうされてこなかったらば、学ぶ機会もなく、どういうことが養育義務を果たしていることになるのかわからない場合もあるのかしもれないと思えました。子どものうちから、親になるとはどういうことなのかを考えてもらう機会というのを、そろそろ設ける必要が出てきているのかもしれないと感じました。

以上です。

皆様からいろいろご意見をおっしゃっていただきました。少し時間が押しているところ

ですが、委員長から、手短に感想を述べていただき、その後ぜひここだけは追加で発言したいという方が少しお話しできるようにお願いできればと思います。

【委員長】

1つ委員から質問が出ていましたので、それにはお答えしたほうが良いと思っています。スクールソーシャルワーカーが十分な役割を果たせなくて、親が失望するというケースが1つ出されたのですが、当然あり得ると思います。つまり、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが、いわば心理職として、福祉職としての専門性がきちっと確保されているかどうか大きい。そこが確保されていないために、親が失望してしまうということはあると思います。そういう意味では、その専門性をいかに保障するかというところに重点を置いて提案をさせていただいております。

でも、そうはいつでも、失望するような親が出たらどこに相談したらいいかといったら、僕はそれがオンブズだと思います。内部的な福祉的支援と学校外からの福祉的支援の両方から学校を支えていこう、支援システムをつくろうというのが、この条例の1つの大きな枠組みですので、内部的に解決できなければ、外部からの解決というのが、2段階で構想されているというふうに私は承知しております。

また、第一義的責任の問題について、これはまだ非常に割れているのですけれども、例えばこども基本法案は、実際もう国会を通ると思いますが、確かに第3条の5項に、「父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下」という形があります。ほとんど同じ言葉が子どもの権利条約にも入っていますから、この言葉そのものを否定しているわけではありません。

ただし、もっと大事なことは、きょうも出ていましたけれども、もっと家庭や親を励ましていくような、支援していくような言葉を、「責任」が1つあれば、それは10ぐらいですね。

例えばこども基本法の第3条の6項には、「家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること」とあります。この言葉は実は基本理念から入っています。こども基本法の第2条2項に「子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現」というのが既に入っていて、親の支援を就労から結婚、妊娠、出産、育児、それぞれの段階であることが大事だということがまず大前提にあって、責任も伴うというのは、それはあり得るだろうと思います。その点は補足をさせていただきました。

最後にもう一つ、委員から出た論点です。家庭や学校を支えていく地域の再生とか、地

域の支援システムの中で、本当はやらなければいけないのは、民生委員とか、主任児童委員とか、そういう方々の役割をどういうふうにサポートするかという視点は、残念ながら僕らの委員会で、そこの部分をカバーできるような視点がまだ弱いというのは、そのとおりだと思います。そこはぜひそういう現場を見て、何かフォローできるような仕組みはないのかどうか詰めさせていただけないかなと思います。ここは抜けていた論点だと思います。

【副委員長】

あと 10 分ぐらい時間がとれるかなというところですが、もう一巡というのを全員めぐらしていくと、1 時間ぐらいかかってしまうかもしれないので、皆様ぜひここだけは追加したいということがありましたら、お願いしたいと思います。遠慮し過ぎることはないですけど、ほかの方のご意見を伺って、やはりこれは言っておきたいということがあるかもしれないので、そういうことがありましたら、ぜひお願いしたいと思います。

【委員】

あまりこだわらないのですけれども、11 月は虐待防止月間なのですね。なので、基本的にオレンジ色の月なわけです。その中に、平和の日も入っていて、子どもの日も入ると、埋没するのか、うまく使うのか、そこは使い方次第なのかもしれませんが、11 月は虐待防止月間というところを念頭に考えなければいけないかなと思いました。

【委員】

子どもの義務のところですが、19 ページの E-2 の「上記骨子の基となる考え」の 1 つ目の○で、これは大切だと思うのですけれども、『『子どもの権利と義務とは対』という誤解を解いていく』、とあり権利と義務は対ではないのだということも考慮してください。

また、17 ページ、(6) の○の 2 個目、「学校等、定型的な教育の場だけではなく」云々の中に「自然」を入れてもらいたいなと思いました。

【副委員長】

17 ページのところだと、どういうふうに入れるのでしょうか。

【委員】

「日常、あらゆる外界」、この「あらゆる外界」がよくわからないのですけれども、例えば「日常、自然、あらゆる外界、環境」とか、「環境」の前に「自然」を入れる。そこから辺に入れるのはどうか。

【副委員長】

例えば環境の中の一部に自然もあつたり、あるいは人工的な社会環境もあつたりするのかなと思うのですけれども、「外界」はよくわかりませんが、どういう関係性にあるかなというところはどうですか。

【委員】

要は、人間の社会以外のところの部分が自然であると思うので、そこも入れてほしいなということです。

【副委員長】

わかりました。では、そこは文言をどうするかということですね。

ほかの委員の方々からありますか。

では、私からもう一点言わせていただきます。骨子というのではないのですが、今回の資料4の中野区のものを見ましたときに、フリガナは振ってあるけれども、子どもがわかるような内容ではないなとすごく違和感を感じました。例えばムサカツの資料とか、武蔵野市の子ども家庭部がつくってくださったものは、子どもがわかる文章になっているのですけれども、フリガナを振ればよいというものではないと思ってしまったところがあります。

今、易しい日本語という言い方も出てきまして、言葉のバリアフリーということも考えるのであれば、フリガナではなくて、その伝え方、組み立て方とか、情報量とか、それを子どもが読む気になるかどうかということも含めて、子ども目線で作っていくことが大事なのではないかなと思ってしまいました。中野区には申しわけないのですけれども、少し考えてみたいなと思いました。

【委員】

20 ページの一番下に「マンガ、出前授業」とあるのですが、この中にワークショップも入れてもらったらいいかないかなと思います。「主体的・対話的な」という表現もありましたよね。アクティブラーニングとして、ワークショップがあるといいかなと思いました。

また、21 ページ、(3)の「子どもとおとな共用の居場所」のところ、0123施設とあるのですが、ここに児童館も入れてもらえるとうれしいかなと思います。

また、23 ページで、「学校は宿題を出さない方針を取り」とあるのですが、学校が宿題を出さないのではなくて、宿題は出すのですけれども、子どもが宿題を提出しないという選択肢もあるのかなと思います。

【委員】

ちょっと細かいところで、37 ページの「条例の骨子」の（3）の○で、「その際は、子どもの権利を守る専門機関であるオンブズパーソンが、調査委員会の人選を行うこと」とあります。調査委員会の人選を必ずオンブズパーソンが行わなければいけない必然性がわからないです。最終的にこうなることは構わないのですけれども、「条例の骨子」のところでそういうフィックスをしてしまうことがどうなのかなというか、積極的意義が何なのかなというところがまだ理解できていません。もし質問ということでお答えいただけるならお願いします。

【委員長】

この部分は、もともとは他の自治体でいじめの問題で、第三者調査委員会を既存の委員会でやろうとしたら、被害者遺族からダメだと。やむを得ず、市長の帰属の第三者調査委員会として今立ち上がっているわけです。

要するに、第三者調査委員会というのは、いじめに限らず、事故の調査の一つの非常に注目されている仕組みです。武蔵野市もそれを採用したいのですけれども、では、誰が調査委員になるのかというところで、どこでも大変トラブルなのです。第三者調査委員会ですから、第三者性を持った委員を誰が選ぶか。それを教育委員会帰属だからといって、教育委員会に選んでもらったら、それは第三者の委員と言えるのかという批判が実は遺族の側からかなりありました。

では、教育委員会帰属にしないのだったらということで、いじめ防止対策推進法には、そのための1つの規定として、市長の部局で、いわゆる市長の附属機関として調査委員会をつくるという部分が、法律上はそういう仕組みをつくっています。教育委員会のほうとの話し合いの中で、これはあくまでも重大な事態についてです。

委員が言うように、通常の調査、いわゆる基本調査的なものも含めて、本来は条文化しなければいけないのですが、今、非常に大きな問題になっている重大な事態に対して、どういう調査委員会をつくるかということについては、第三者性を持った委員会を立ち上げる。そのときには、今、武蔵野市にある機関で言えば、恐らくオンブズパーソンが第三者的な機関として立ち上がる予定ですので、オンブズパーソンが第三者調査委員会の立ち上げをサポートするというやり方が望ましいのではないかと。市長部局でつくるという手もあるのですけれども、それは非常に混乱をするので、そういう第三者性を持った機関があれば、そこに委ねるのがいいのではないかと。ここは一応そういう制度設計を考えつつ、やっている部分です。

【副委員長】

第三者性を持ちながら、もしかしたらオンブズパーソン以外もあるかもしれないというような委員のご質問だったかと思うのですけれども、このあたりどうですか。

【委員】

私の中で議論がちょっと整理できてないのですが、この記述は、人選をするのがオンブズパーソンということですね。第三者性を保つ、公平性を保つという意味では、多分それは推薦の方法というか、人選の方法を工夫すればいい話です。実際に職能団体に、誰という指定をせずに、「誰か適切な人を出してください」ということで、そうやって推薦をされる推薦母体の団体が、公平な方法で出していただく形で確保しているケースが多いと思うのです。

オンブズパーソンが人選を行うというところにすごく引っかかりがあります。少なくともオンブズパーソンがやるのではないのですね。オンブズパーソンが人選を行う。この文は、オンブズパーソンが、「では、誰と誰にしましょう」ということを決めるという意味だと思うので、それにはすごく違和感があります。

【委員長】

要するに、学会とか、医師会とか、いろいろなところから職場推薦で入って、調査委員会をやるというケースが一般的ですけれども、それが必ずしも成功してないというのがまずあります。特に遺族推薦を入れてほしいという調査委員会も結構あるのです。では、どういうやり方が一番いいのか。

逆にオンブズパーソンが重大事件を調査したケースが何回かあるのです。オンブズパーソンが、いわゆる自己発意で調査権を行使できる権限を持っていますので、これは重大事件で、自分たちでやってしまおうと。だけど、やったケースで言うと、オンブズパーソンは日常的な活動の相談や救済制度をやっていて、かつ重大事件も抱え込むというのはやはり負担が大きい。

そういう問題も含めて、調査権を持っているオンブズパーソンが、オンブズパーソン自身ではできない調査を、いわば第三者調査委員会を改めて別の形で、オンブズパーソンの調査権の延長としてつくっていくという手はあるのではないかという考え方を長野県でやったのです。長野県の条例はそういう制度設計でやっています。それに近い形というか、今回、武蔵野市の教育委員会との関係では、いじめ防止対策推進法の条文に即してやりましたけれども、重大事態事件が出たら、教育委員会の組織ではなくて、市長の附属機関と

して、その上でオンブズパーソンがサポートするという形をとるのがいいのではないかと
いった話し合いが、1つの制度設計の問題として議論されているところです。今どこの自
治体も何が一番いいかというのは具体的なところはまだないです。

【委員】

最後に1点だけすみません。21ページの「子どもの居場所」ですが、居場所づくりを
行う地域の住民や団体様とのお話し合いを以前させていただいたときに、団体様が、武蔵
野市は場所の確保がすごく難しいという悩ましい言葉をおっしゃっていたので、こちらの
必要な支援のところに、「場所の確保を含めた」などと明文化していただけると、支援し
ている団体様もすごく安心して子どもたちとかかわれるのかなと思いました。

【副委員長】

それでは、委員長に進行をお戻ししたいと思います。

【委員長】

どうもお疲れさまでした。所定の時間を過ぎてしまいました。今回コロナ禍で、コロナ
の問題もあって、役所も時間に非常に厳しくなっておりますので、申しわけありませんが、
ここまでの審議で一旦切らせていただきます。

一応きょうの委員会のほうをまとめまして、中間報告書を私のほうで事務局と一緒に作
成させていただいて、皆様方にお諮りして、市長のほうに提出したいと思っております。

3 その他

【委員長】

「その他」の議題で、事務局のほうからよろしく願いいたします。

【子ども子育て支援課長】

それでは、事務局から連絡事項をお伝えいたします。

まず1点目、議事録についてでございます。速記録ができ次第、皆様にeメール等でお
送りしますので、内容のご確認をお願いいたします。ご自身の発言されたところで修正す
べきところがあれば、事務局までeメール等でご連絡ください。皆様からの修正を反映さ
せた後に、委員会資料とあわせて市のホームページで議事録を公表いたします。

2点目、会議の日程についてでございます。次回委員会は7月7日の開催を予定してお
ります。開催の案内や資料については後日お送りさせていただきます。

3点目、委員会中間報告についてです。本日の会議を受けて、この後、委員会の中間報

告をまとめる作業に入ります。中間報告については、骨子案の内容を中心に、委員長と事務局で、その他、参考資料を添付し、全体の体裁を整えたいと思っております。骨子案の内容について、本日の議論を受けて、委員長に修正作業をお願いできればと思っております。委員の皆様には、中間報告案がまとまりましたら、メール等でご確認をいただきます。中間報告については市長に報告し、その後、パブリックコメントを実施する予定です。

最後に、この委員会に関しまして何かございましたら、子ども家庭部子ども子育て支援課までお問い合わせをお願いいたします。

【委員長】

では、これもちまして子どもの権利に関する条例検討委員会を終わらせていただきます。どうもご苦労さまでした。

以上